

第八條 労働組合には所得税及び登記料を賦課せず

第九條 雇傭者又は其使用人は労働者が労働組合の組合員たるの趣意を以て之を解雇し又は組合に加入し若くは組合より除會することを雇傭条件となすことを得ず

第十條 労働組合の組合員は労働条件に關し組合又は組合員と締結したる契約に就て損害賠償請求には補償の責務を負ふことなし労働組合が労働条件に關し他の組合と締結したる契約にして又同じ

第十一條 地方長官は労働組合の事業財産及び事務に關し報告を爲さしむることを得

第十二條 労働組合の選挙又は決議にして法令又は組合規約に違背する時は主務大臣又は地方長官は其取消を命ずることを得

第十三條 第十二條の場合に於て地方長官は組合規約が法令に違背したりと認めたる時は其變更を命ずることを得

第十四條 前二條の地方長官の處分に對し不服あるときは主務大臣に訴願することを得但訴願の提起は處分決定の日より二週間内に之を爲すことを要す

第十五條 労働組合解散したるときは時に特別の規定ある場合の外第三條の手續に依り地方長官に届出づることを要す

第十六條 第二條及び前條の規定若くは第十一條の規定を爲さず又は第十三條の命令に違背したる時は組合の代表者役員を五十圓以下の料に處す其の手續又は報告を爲すも買を以てざる時は亦同じ

第十七條 第十條に違反したるものは五百圓以下の料に處す

第十八條 刑法第九十七條及び第九十八條の規定は労働組合役員に之を適用す

第十九條 不訴事件手續法第二百六條乃至第二百八條の規定は本法の簡條に之を適用す

附 則

第二十條 本法は大正九年四月一日より之を施行す

第二十一條 本法施行前に設立したる労働組合は本法施行後一週間内に第二條の手續を爲すことを要す

第二十二條 労働組合の登記に就ては産業組合法附則を準用す

農商務省立案の労働組合法案

本年二月發表したる職業組合法案に對し修正を施したるものである